

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成27年7月17日(金) 午後1時30分

1. 場 所 第5委員会室

1. 出席委員

委員長	松	井	努
副委員長	越	川	雅史
委員	高	坂	進
〃	鈴	木	雅斗
〃	三	浦	一成
〃	ほ	そ	だ 伸 一
〃	石	原	よしのり
〃	西	村	敦
〃	佐	藤	ゆきのり
〃	金	子	貞 作
〃	宮	本	均
〃	稲	葉	健 二
〃	加	藤	武 央
〃	秋	本	のり子
〃	堀	越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)地方自治法第100条に基づく調査に関する事前説明
- (2)特別委員会の運営要領について
- (3)今後の調査について
- (4)弁護士の選任について
- (5)次回の開催について

会 議

午後1時31分開議

○松井 努年長委員 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努年長委員 まず、(1)……。

〔委員長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 前回行われた本委員会において、私が発言をしている間に、「■■」と声を上げられた方がいらっしゃいました。よって、本件の発言に関して、委員長の調査を依頼します。

概略を説明させていただきますと、前回の委員会の音声議事録の公開請求をし、当該録音を聞いてみたところ、該当する不適切発言が記録されていることを確認しました。この件に関しては、調査機関に依頼した調査であり、本件の不適切発言の調査に関して、本委員会より完全中立である専門機関に発言の全容を証明することを依頼させていただきます。また、本件の発言は、非常に特別委員会の品位を著しく落とすものであり、そして、私個人の名誉を棄損するものです。よって、本件に関して法的措置をとることを検討しています。

以上、委員長権限の調査を厳粛に行われることを直ちにお願いいたします。

○松井 努委員長 ただいまの鈴木委員の発言についてでございますが、私のほうの耳にはそのようなことは、「■■」という言葉は聞こえてまいりませんでしたけれども、鈴木委員が録音によってそれを確認したということでございますので、後刻その辺の調査をさせていただいて、その後に答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 承知いたしました。余談でございますが、前段の左側のほうから「■■■」という発言が聞こえておりまして、この不適切発言に関して、ちゃんと耳にしたという委員の方もいらっしゃるということです、どうか何とぞ、(発言する者あり)こちらの左側です。

○松井 努委員長 鈴木委員に申し上げます。今、私が委員長として、後刻調査をして答弁をすると、回答すると言ったわけでございますので、それで了承してください。よろしいですね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 かしこまりました。大変失礼いたしました。参考までにということで、

余計な一言を発してしまいました。新人でありますので、ちょっと御了承をお願いいたします。ありがとうございます。後刻調査のほう、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○松井 努委員長 それでは、まず、(1)地方自治法第100条に基づく調査に関する事前説明についてであります。

本日は、ただいまからお時間をいただき、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査について、事務局から説明をいたさせ、説明が終了した後、具体的な協議に入っていきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

それでは、事務局から説明をいたさせます。

○事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。委員長、ちょっとお時間をいただきますので、座って説明ということでよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、皆様のお手元にA4横版の都合17ページ、9枚にわたる資料を御用意させていただきました。こちらの資料に基づきまして、これより説明をさせていただきます。

まず、1ページ目からでございます。100条調査権の内容についてということでございます。1つ目といたしまして、調査の対象ということでございます。こちら、地方自治法100条の第1項の規定でございます。調査の対象といたしましては、「当該地方公共団体の事務」というふうになされております。括弧書きの中で一部例外として法定受託事務の部分がございすけれども、基本的に当該地方公共団体の事務全般に及ぶものでございます。こちらは議会に与えられた権限でございます。これを委員会に委任することができるというふうになされております。このように、地方自治法では、公共団体の事務全般について及ぶという広範な権限でございますけれども、一方で限界もございまして、幾つか言われているところでございます。

100条調査権につきましては、地方公共団体の事務について、議会の権限の行使を補助するものということから、一般的に2つのことが言われております。1つ目が、調査目的を逸脱するような内情の暴露、あるいは個人の秘密の探知、こういったものはできないというふうに言われております。また、基本的人権の保障に反するような調査、こちらもできないというふうになされております。例えばですけれども、個人の思想信条に関すること、地方公共団体の事務と関係のない個人の私的な言動というもの、あるいは黙秘権というものも憲法上保障されておりますので、こちらにつきましては、100条の調査権に対しても及ぶというふうになされております。

続きまして2つ目、出頭・証言・記録提出の請求ということで、こちら1項に規定がございます。こちらの請求の対象といたしましては、「選挙人その他の関係人」という

ふうに法律上規定されてございます。「選挙人」は市内に居住する選挙権を有する者という意味でございます。「その他の関係人」につきましては、広く市内・市外在住を問わないというふうにされております。ただ、1項の対象といたしましては、自然人のみというふうにされておまして、法人の場合につきましては、代表者等に請求を出すべきというふうに言われております。こちらは1項罰則がございませけれども、1項の請求に正当理由なく答えなかった場合の罰則といたしまして、禁錮刑というのがあります。これは行動の自由を奪うものですので、自然人が対象になるということで、本1項につきましては自然人のみが対象というふうに考えられているところでございます。

また、2項におきましては、証言につきましては民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されるというような規定がございませ。こちらにつきましては、この後、証人尋問等、それぞれの説明の中で触れていくということになるかと思ひませ。

また、公務員に関する規定というものが4項から6項にかけてございませ。こちらは、「公務員たる地位において知り得た事実」に関する請求をなす場合においては、職務上の秘密であるというところの申し立てが出た場合に、その公務員が所属する官公署、いわゆる役所、そちらのほうの承認が要するというような形になっております。

それから、右側に移りますと、罰則の規定というものがなされております。100条調査権が強力であるというところの1つの根拠となるようなところでございませが、まず1つ目が、「正当の理由」なき証人の不出頭、それから記録の不提出、それから証人の証言拒否、こちらにつきましては禁錮6月以下または罰金10万円以下という規定がございませ。また、証人は民事訴訟法の規定に基づいて宣誓を行うこととされておりますが、証人宣誓をした者による虚偽の陳述、こちらにつきましては、いわゆる偽証ということで禁錮3月以上5年以下というような規定、それから、この虚偽の陳述につきましては、虚偽の陳述であった旨の自白がなされれば、その刑は減免することができるという規定があわせてつけられてございませ。

以上の罰則につきましては、議会のほうでその事実があると判断した場合には、告発が義務づけられているところで、9項の規定でございませ。

続きまして、4番の区域内団体に対する照会・記録送付請求ということでございませ。こちらにつきましても、請求に対しては応答は義務でございませが、罰則の規定がありません。ですので、出さないという場合もあり得ませけれども、その場合には罰則が科されないということになります。もし罰則を科するという強制力を持たせる場合には、自然人である代表者等に対しまして、記録提出請求を1項に基づいて行うという形がとれるというところでございませ。

それから、5番目、調査に要する経費でございませ。こちらは11項の規定でございませして、予算の範囲内であらかじめ定めておくことを要するというふうに言われておりませ。

して、その予算をオーバーした場合には、さらに議決を要するというような規定になってございます。

以上が100条調査権に関する100条1項から11項までのおおむねの規定の意味でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページでございます。特別委員会と100条調査権ということで説明をさせていただきます。まず、百条委員会という委員会、よく使われる言葉ではございますが、法律は百条委員会という言葉はございません。先ほど申し上げましたとおり100条調査権は議会の権限でございまして、それを一般に委員会に委任する形をとるといことがなされているところでございます。一般になされておりますのは、本件もそうですけれども、調査を行うための特別委員会を設置して、これに調査権を委任するという形、これで百条委員会というふうに言われるところであります。こちらは特別委員会に限らず既存の委員会、常任委員会とか議会運営委員会に調査権を委任することも可能でございまして、船橋市でそういった例がございまして、今申し上げましたとおり、委員会のほうに調査権が委任されれば、調査の進行は委員会の議決で意思決定されることが原則ということでございます。ただ、対外的に出す文書につきましては、議会を代表するのは議長でございますから、議長名で文書は出すということを言われているところでございます。

それから、本件の調査についても、特別委員会に100条の権限が与えられたものでございますけれども、特別委員会である以上は、委員会に関する運営ルールに従って運営されることが、まず原則でございます。先ほど申し上げましたとおり、委員会の議決をもって意思決定を行うということ、それから、委員長は委員会の中では議事整理権を適正に行使するということが挙げられます。ただし、これに100条調査権が加わることによる特殊性というところも出てまいります。それは、100条調査権というものが罰則を伴う強力な権限であるということ、それから、100条調査権というものが、一般に市民、あるいは「市井」とここに書かせていただきましたけれども、世の中にとって関心の高い出来事であるという場合に100条の委員会が設置されるというケースが多いということもございまして、そういった面からの特殊性というものもございまして、まず、罰則を伴うという観点から申し上げますと、証人等を喚問するというのが100条の調査権の中でできますけれども、こういった方々の名誉・プライバシー等に関する配慮が必要とされるということ、それから、罰則が後ろに控えているということでございますので、調査の進行には慎重さが、より求められるものであるということでございます。あわせて、調査の過程で知り得た情報につきましても、個人情報保護の観点等から、取り扱いには慎重さが求められるということが挙げられるということでございます。

また、市井の関心の高さという面で言えば、傍聴、それから報道機関、こちらのほう

の対応をどのようにするかというところの問題も出てまいります。こうしたことは公開の要請と証人等の名誉・プライバシー、この間で利益の衡量を図っていくということでございますので、委員会の中で調査の進行の妨げとならないようルールを定めていく必要があるということが言われているところでございます。

それから、調査の目的・対象についてでございます。特別委員会は特定の事件、付議事件ということでございます。これについて調査を行うというふうになされております。本委員会におかれましては、以下に示させていただきました(1)、(2)、(3)、こちらは発議第2号に記載されているとおりの事件、これが付議事件でございます。その解明を目的といたしまして、その範囲内で調査権を行使するというところでございます。

続いて4ページ、右側に移ります。調査権の行使につきまして、1つずつ順番に説明をさせていただきます。

まず、1番目として調査対象事項の整理・検討というところでございます。こちらは、100条調査権というものが付議事件の解明というものを目的として、その手段として証人の出頭、それから証言、記録提出の請求、そういった権限を有するというところでございますので、100条調査権を具体的に行使するに当たりましては、解明すべき事実について、今現在判明していること、今現在わからないこと、こういったものをまず整理し、委員間で共有していくことが求められるかと思えます。その上で、調査の必要性がありと認められれば、わからないこと、不明なことというものを明らかにする方法を協議していただく。その方法といたしましては、証言を求めるということ、これは出頭・証言を求める、すなわち証人喚問を行うということですね。こちらにつきましては、証人は本人が経験したこと、記憶にあることについて聞くということでございます。罰則があることにつきましては、前述のとおりでございます。

それから、委員会ということでございますので、参考人招致という方法も考えられるところでございます。こちらは、意見を聞くために参考人を招致するというところでございますので、意見を聞くということで、こちらにつきましては、特に罰則等の規定は設けられてございません。

以上が人を呼ぶというケースでございます。

それから、物を出させるということ、すなわち資料を求めるというところ、こちらの方法も考えられるところでございまして、100条の1項におきましては、先ほど少し触れました記録提出請求というものがございまして、これは罰則を伴うものでございます。また、特別委員会でございますので、通常の資料要求という形もとれるというところでございます。

いずれにいたしましても、こういった方法を実行するに当たっては、委員会の議決をもって意思決定をしていただくという形になります。

続きまして、5ページでございます。証人の喚問でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり民事訴訟法の準用というものがございます。手続の順に従って、以下、説明をさせていただきます。

まず、出頭請求の手続でございます。先ほど申し上げました調査対象事項に関する調査、あるいは証人喚問の必要性、こういったものを御協議いただいた上で、委員会の議決というものをとるということになります。その議決の中では、まず、証人、誰を呼ぶのかということ、それから、証言を求める事項、何を聞くのかということ、これは一定程度具体的であることが求められております。民事訴訟規則の107条でございますけれども、具体的であることが規定されております。目的があくまで真実の究明であるということでございますというところからの具体性を求めていくこと、すなわち証人が何を答えるかわかりやすいようにするというような趣旨の規定でございます。もっとも行政実例のほうでは、こういった証すべき事項、証言を求める事項の要領を通知すれば足りるというふうになされておりますので、答えるべきことというものが証人に伝わるような形、こういった範囲において具体性を求められているところでございます。それから、出頭の日時についてでございます。こちらにつきましては、その日都合が悪いということが考えられるところでございますので、そういった出頭できないことについて正当な理由がある場合には変更する場合がありますと、こういった旨もあわせて議決しておくというふうに言われているところでございます。

委員会の議決を経た後、証人出頭要求書というものを委員長から議長に提出、そして議長から証人に向けまして証人出頭請求書というものを送付することになります。こちらには、先ほど来出ております罰則が科されるということ、この旨の訓示を施しておくということ、それから、出頭の段階で印鑑を持参していただくということ、これは後で出てまいります宣誓書に押捺をするという必要があるためでございますけれども、印鑑の持参を求めるということでございます。

こういった出頭請求書につきましては、1回ごとに送付するという形、そして、それが確実に届いているということを証するために、書留ですとか配達証明郵便という手段を用いるのが一般的でございます。また、直接手渡しをする場合には、受け取った旨の受領書をいただく、こういったことも考えられるところでございます。なお、議員が証人となった場合でも、証人はあくまで「選挙人」としての発言でございますので、議員の発言ではございません。したがって、その中での発言は懲罰の対象とはならないというふうに言われているところでございます。

続きまして、出頭の拒否についてでございます。出頭の拒否につきましては、「正当の理由」があることが必要というふうに言われております。その出頭できない事由がある場合には届け出をなささいということが民事訴訟規則のほうにも定められているところ

で、例でございますけれども、病気、事故、それから旅行、そして公務、あるいは慶弔といったものが考えられているところでございます。また、自分はこの事件には無関係であるという主張をする場合、それを出頭拒否の理由にはなりませんので、あくまで出頭した上で、自分は無関係である旨の証言をすべきだというふうに言われております。そして、こういった「正当の理由」の存在、不存在、有無につきましては、委員会が判断するというところでございます。委員会のほうで正当理由がないと判断すれば、再出頭を求めるという形をとることもできますし、出頭拒否ということで告発に向けた動きをすることも可能ということになります。

それから、参考人招致ということをあわせてつけさせていただいております。先ほど少し申し上げましたとおり、こちらは委員会の権限ということで、100条と直接関係のない部分ではございますけれども、こちらにつきましては、証人喚問では十分な証言を得ることが困難な場合、すなわち証人に対しましては罰則が後ろにありますので、相当なプレッシャーがかかるというのが法の規定でございます。したがって、緊張とか、そういったものをするということも考えられますので、そういったものを緩和するという方法として、参考人招致という制度を使うということが考えられるところでございます。こちらは参考人ですので宣誓の義務はございません。したがって、証言者の負担が軽くなるというところ、ただし、罰則の適用がないというところが証人喚問との違いでございます。

それから、右側の6ページ、証人の宣誓でございます。こちらは、証人の尋問の前に、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓う」、こういった旨の宣誓書を証人が朗読し、これに署名押印する。先ほど申し上げました印鑑を持参するというのは、ここでございます。署名押印するということ、こちらが民事訴訟法に規定されているところでございます。宣誓後の虚偽の陳述につきましては、これは偽証ということで、先ほど出ました100条の7項の罰則が科せられるということでございます。また、証人が宣誓する際には全員起立をしているということですね。そして、委員長は、宣誓前に宣誓の趣旨、それから虚偽陳述は偽証に当たるという旨の訓示を行うことというふうにされております。ここで、虚偽の陳述とはどういうことかというのは、先ほど申し上げましたが、証人は自己の記憶に基づいて答えるということになりますので、虚偽の陳述の虚偽というのは、自己の記憶に反することを述べること、こちらを指すというふうに言われているところでございます。

それから、宣誓の拒否などについてでございます。こちらにつきましては、宣誓の拒否事由として、「自己」または「自己と一定の関係を有する者」に「著しい利害関係」のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒否することができるという規定がございます。この「一定の関係」というのも規定されておまして、証人の配偶者、4親等

内の血族、3親等内の姻族の関係にある、あるいは、あったこと、4親等はいとこ、3親等はおじ、おいの関係というところというふうにございます。それから、後見人と被後見人の関係にあること、こちらが「一定の関係を有する者」という範囲でございます。そして「著しい利害関係」というところは、社会的なもの、経済的なもの、法律的なもの、さまざまに考えられるところでございますが、一律の基準というものはございませんので、最終的には委員会の議決で、その拒否事由の有無というものを判断していただくというようなことでございます。

また、宣誓を拒否しましても証言をすることは可能でございます。もちろん、その証言は有効です。ただ、宣誓をしていませんので、虚偽陳述をしても偽証とはならないということでございます。それから、宣誓を拒否する場合には、その理由を疎明するというふうにされております。この疎明というのは、一応それはもつともだというわかる程度の理由ということで、証明よりも程度が軽いものというふうにされております。そして証言拒絶権、後で出てまいりますけれども、こちらを行使しない証人には宣誓をさせないことができる旨の規定があります。また、宣誓を拒絶しても罰則は適用されないというふうになっております。ここが証言拒否と違うところでございますので、その理由というのは、括弧書きにありますけれども、結局、法律上、民事訴訟法は罰則を置いておりますけれども、地方自治法の規定で、その罰則、刑罰が適用除外になるためということでございます。

続きまして、7ページ、証人の尋問でございます。証人尋問当日の手続の流れでございます。まず、出頭してきた証人に対しまして、本人確認。これは出頭請求書、議長から送付するものですね。こちらの持参、そして印鑑の持参というところで確認をいたします。控室に案内をするわけでございますけれども、ここでは複数の証人を一度に呼んだ場合には、証人ごとに用意するというふうに言われております。それから、委員会開会后、委員長の宣告により証人が入場しまして、委員長の訓示を経た後に宣誓ということになります。ここで全員起立ということでございます。そして、最初に行う尋問は人定尋問と言われまして、証人の氏名等を確認するということ。すなわち、氏名、住所、生年月日、職業、この4点について本人であることを確認するということ、人定尋問というものを行いまして、その後、尋問の中身に入って行くということでございます。

尋問の進め方ということで、右側に少々細かい説明がございます。一般的に証人には罰則が後ろに控えているということで大きな負担がかかること、そして、100条調査権は証人に対する調査であり被疑者に対する捜査ではないということ、この2つが言われるところでございまして、尋問は効率的、能率的に行うべきというふうにされております。

1つ目の、質問は能率的に行うということ。二、三時間程度で終わるのが望ましいというふうに物の本にはありますが、例えば参議院の先例では4時間というふうになって

いるところでございます。また、あらかじめ委員会で質問する共通事項というものを協議しておきまして、委員長から、その共通事項について質問を行っていく。こういったやり方が衆議院の先例のほうであるところでございます。その共通事項の質問が終わった後に、委員個人がこれと重複しない範囲で質問を行っていくということでございます。これにつきましても、あらかじめルールを定めておくことが望ましいというふうに言われております。

そして(2)証言を求める事項の範囲内で質問し、威圧的にならないように留意すること。これは証人に対する負担を考慮しての決め事というか、決まりでございます。質問に関する制限、こちらが民事訴訟規則に定められておりまして、先ほど申し上げました、質問はできる限り個別的・具体的に行うこと、また、以下の質問は原則としてできないというふうにされております。すなわち、証人を侮辱し、困惑させる質問、それから誘導尋問、これは質問者が証言の内容を暗示し、イエスからノーで答え得る形式の問いということ、これが誘導尋問だというふうに言われております。また、重複する質問、それから争点に関係のない質問、意見の陳述を求める質問、これは、証人は自己の記憶に基づいて証言するということから来るものでございます。そして、証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問、これも先ほどと同じ理由から、原則としてできないというふうにされております。こういった質問に当たるということが証人から申し出があった場合を含め、あるいは自発的も含めて、委員長が整理、制限をするということでございます。

それから、メモに基づく証言の可否ということでございます。証人は、本人の記憶に基づいて証言ということが原則でございますので、メモに基づく証言は原則としては不可でございます。ただし、虚偽の陳述を行えば偽証ということになりますので、例えば数字ですとか、日付ですとか、そういった細かい部分について、メモを持ってきてもいいんじゃないかというようなお考えも考えられるところでございます。こういった部分につきましても、あらかじめ委員会でルールとして協議しておくことが望ましいというふうにされております。

それから、証人がメモをとることの可否、これは委員長の許可があれば可能という規定がございます。

また、証人から文書等を提示・配付するというのも委員会の議決によって可能というふうにされております。

また、証人による発言の取り消しでございます。こちらは自主的な取り消しは可能でございます。発言の取り消しにつきまして、委員会の議決は不要でございます。これは、証人の発言というものの取り消しにつきましては、委員長の発言取り消し命令という権限は委員に対してしか及ばないということでございますので、委員長のほうから取

り消し命令を行うという事はできないというふうに言われております。

それから、証人の補助者でございます。あらかじめ補助者が付き添う旨の許可願というものを議長宛てに提出してもらうことで可能とするということが行われているところでございます。なお、国政調査権に関する議員証言法というものがございまして、こちらのほうでは、補佐人は弁護士から選任すること、また、助言の内容というものは宣誓及び証言の拒絶の範囲に限ると言われているところでございます。地方自治法100条のほうでは、こういった規定はございませんけれども、国のこういった規定を準用するといえますか、考え方を取り入れてという運用がなされているところでございます。補助者は証人に聞かれない限り答えてはならないこと、また、証人は補助者に聞く際には、委員長の許可を求めること、こういったものがルールとして決められております。

続きまして、証言拒絶権というところで9ページ目に入っていきます。こちらは証言拒絶事由ということで、「証人」または「証人と一定の関係を有する者」に関する以下の事項については、証言を拒むことができる」と民事訴訟法の196条に規定がございまして、1つ目が刑事訴追または有罪判決を受けるおそれがある事項、2つ目が名誉を害すべき事項、この2つについて、「証人」または「証人と一定の関係を有する者」について証言を拒絶することができるというふうにされております。この「一定の関係」につきましては、先ほど申し上げました証人宣誓の拒否、あれと同じ範囲ということでございます。

また、そのほか証言拒絶事由といたしましては、公務員が職務上の秘密に関する尋問について、当該監督官庁の承認がない場合、そして、一定の職、こちらは医者とか弁護士とか公証人、そういったたぐいのもので、下に列挙してございますけれども、こういった者たちが職務上知り得た事実で黙秘すべきもの、黙秘義務が課せられているもの、また、技術または職業の秘密、いわゆるノウハウに関する事項については証言を拒むことができるという規定がございまして。

こういった理由があるとして証言を拒絶する場合には、その理由を疎明することが必要とされておまして、最終的には委員会の議決をもちまして、その証言拒否事由の有無というものを決定するというふうにされております。

その下にあります証人の費用弁償につきましては、自治法の207条が条例で定めるというふうになっておまして、市川市のほうでは市川市証人等に対する実費弁償等に関する条例というところに規定されているところでございます。

続きまして、右側の10ページに移ります。記録の提出でございます。今まで申し上げましたのが人に関する調査、今度は物に関する調査ということでございます。この記録というものは、文書、それから図画、写真、録音、フィルム等、データ類も含めて幅広い概念というふうになっておまして、その請求の手續につきましては、証人出頭請求

と似たような形でございます。あらかじめ必要性を協議した上で委員会の議決をとります。その議決は請求の対象者、誰に求めるのか、提出を求める記録、何を求めるのか、これも一定程度具体的に定めるといふふうに言われております。また、その提出期限ということもございます。こちらを議決を経まして、委員長から議長に記録提出要求書、そして議長から請求対象者に記録提出請求書を送付するというところで、証人出頭と同じように正当理由なき不提出の場合には罰則が科される旨の記載をしておきます。

提出された記録の管理につきましては、原本は調査終了後に返還すること。大事なものであるということもございまして、預かり証とか受領書というものを交付するなど丁寧な管理を心がけるようにというふうにされております。また、議決により写しの提出を求めても可能でございます。

それから、記録提出の拒否でございます。こちらも出頭証言と同様でございます、「正当の理由」があることが必要というふうに言われております。また、記録が存在しない場合には、不存在であるという旨を文書で回答すべきというふうにされております。

こうした形で提出された記録につきましては、まずは調査を目的として記録の提出を受けましたので、閲覧は、まず議員に限定すべきというふうに言われているところでございます。

それから、6番目の区域内団体に対する照会・記録送付請求ということで、こちらは罰則がない形で、しかも、法人に対する資料の要求の仕方ということでございます。この区域内団体という区域というのは、事務所等が当該自治体の区域内、市川市なら市川市内にあること、団体というものは公私の法人、あるいは社団、財団、NPO等の任意団体等、広く含まれるという概念でございます。先ほど申し上げましたとおり、応答は義務ではございますが、罰則の規定はありませんので、罰則による強制力をきかせるためには、代表者個人に対しまして1項に基づく記録提出請求をすべきというふうにされているところでございます。

続きまして、11ページでございます。告発についてでございます。告発の対象といたしまして、100条が定めているのが4つでございます。すなわち、正当の理由なき不出頭、正当の理由なき記録の不提出、正当の理由なき証言の拒否、これが100条の3項です。そして、宣誓証人による虚偽の陳述、いわゆる偽証が100条7項に規定されております。この4つが議会に与えられた告発権の範囲でございまして、この4つ以外の犯罪容疑について議会が告発することはできないというふうにされております。これは、議会というものは地方自治体の内部機関でありまして、単独では法人格を持っていないということ、その中で100条9項は、特別にこの4点につきまして告発権を認める趣旨だという解釈によるものでございます。9項本文は、また、告発は義務であるというふうに規定してございます。ただし、虚偽の陳述につきましては、調査終了議決前に虚偽であった旨の自

白がなされれば告発をしないということができるといふふうにされております。また、告発権というものは調査目的達成のための手段でございますので、その濫用は厳に慎むべきであるということが昭和22年改正時の自治省依命通知の中に含まれているところでございます。いずれにいたしましても、告発については、議会本会議で最終的に決定をするというところでございます。告発は必要により調査の途中であっても、すなわち調査が終了する前であっても可能といふふうにされているところです。

それから、告発の手続でございます。告発につきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会の議決を要しまして、議長名で行います。手続といたしましては、まず、委員会のほうで告発の議決をするということ、それから本会議に「告発の件」ということで議案上程をいたしまして提案理由の説明、あるいは委員長報告という形を経て質疑・討論・採決、こちらは過半数の議決で構わないというところでございます。告発理由に対する質疑につきましては、100条の委員長が答弁するというのが原則といふふうに言われております。

以上が告発に関する事項でございます。

そして、12ページのほうで、最後の7. 調査の報告ということでございます。100条調査権を行使しまして調査を進めていった結果、最終的に報告書というものを作成することになります。その記載事項といたしまして、大きく3つの項目を入れるといふふうに言われておまして、調査の事件に関すること、それから、調査の経過に関すること、これは委員会がどういう日程で開催したのか、あるいは証人、参考人はどういう人が出頭したのか、記録、資料の提出はどうだったのか、委員の派遣があった場合には、その旨といったところの記載をしていきます。3番目といたしまして、調査の結果その他に関すること、調査内容とその結果、そして意見を付すこともできるといふふうに言われております。また、証言の拒否などがあった場合にはその旨、告発があった場合にはその旨、また、調査経費については、最初設置する際に議決の中に入っておりますので、その調査経費について報告をするといふふうにされております。

こういったことにつきまして委員会で内容をもんでいただき、審査した上で採決をとり、議長に報告書を提出ということでございます。

議長に報告書が提出された後ですが、こちらは本会議の議事日程にのりまして、委員長報告、あるいは報告書の配付ということでなされていきます。ここまでは通常の常任委員会等の委員長報告と同じでございます。最終的に質疑を経た後、議長が調査終了を宣告する、あるいは調査終了の議決をとるなどの方法がありまして、これはいずれかの方法をとっていただくような形になるかと思えます。

以上が、ちょっと駆け足になりましたけれども、100条の調査権に関する一通り俯瞰したものでございまして。

説明は以上でございます。

○松井 努委員長 説明は以上であります、何か質問等がございましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ないようであれば、次に進みます。

○松井 努委員長 次に、(2)本委員会の運営要領についてであります。

本件調査に関する委員会の運営について御協議いただきたいと思っております。

お手元に委員長試案を配付してありますので、御協議いただきたいと思っております。

まず、1. 調査事項から4. 調査経費までは、発議第2号の内容を掲載しておりますので、まとめて御協議願います。

いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 まず、こちらの試案のほうを一読させていただきました。その上で1点質問させていただきたいのですが、7月14日の読売新聞にて小泉議員より意見書が提出された記事が掲載されていましたが、市民の皆様にごにされた意見書に関して、委員長と提案者である副委員長の見解をお伺いさせていただきたいのですが。

○松井 努委員長 鈴木委員に確認いたしますが、議事進行に関する発言ですが、今回のそのような内容は、今のところ、議事進行に関する発言とは認められませんので、発言を中止願います。

○鈴木雅斗委員 そうはおっしゃいますが、本意見書はマスメディアに取り上げられ、市民に公の情報として公開されております。加えて、この意見書の内容は百条委員会の権限濫用に対する意見書であり、議題外だから取り扱わないということは、情報公開や市民の知る権利の観点からも、道理にそぐわないものだと思います。本百条委員会の提案者である越川副委員長もいらっしゃいますので……。

○松井 努委員長 発言の中止……。

○鈴木雅斗委員 本意見書の見解を……。

○松井 努委員長 発言の中止を願います。

○鈴木雅斗委員 委員長、副委員長どちらからでも結構です。お答えいただけますでしょうか。

○松井 努委員長 発言の中止を願います。

鈴木委員に申し上げます。再三の注意にもかかわらず発言を中止しませんので、委員長といたしましては、委員会条例の第22条第2項の規定がございます。これはどういうことかといいますと、委員会において、秩序を乱す委員がいるときには、委員長はこれ

を制止し、または発言を取り消しさせることができるし、また、前項の命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、または退場させることができるとあります。これ以上続けますと退場させますよ。よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 委員長の議題外の発言、そして今回の条例適用に関することを示唆した点に関して非常に遺憾の意をあらわします。今回は本委員会では、市川市で初めて…。

○松井 努委員長 退場させますよ。

○鈴木雅斗委員 設置させることになった百条委員会で……。

○松井 努委員長 もう2回、2回言っていますよ。

○鈴木雅斗委員 我々委員全員が百条委員会を理解するために開かれたのが前段の勉強会です。マスメディアにも取り上げられ、さらに、2015年4月1日の読売新聞では……。

○松井 努委員長 これ以上は認められませんので、鈴木委員の退場を命じます。

○鈴木雅斗委員 そうはおっしゃいますが……。

○松井 努委員長 退場を命じます。

○鈴木雅斗委員 マスコミに取り上げられているにもかかわらず……。

○松井 努委員長 退場を命じます。

○鈴木雅斗委員 マスコミにも取り上げられているにもかかわらず……。

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

[鈴木雅斗委員退場]

午後2時18分休憩

午後2時19分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

重複いたしますが、調査事項1から4の調査経費までにつきましてのことにつきましては、発議第2号の内容を掲載しておりますので、御協議願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 次に、5といたしまして委員会の開催場所等につきましてから、順次御協議いただきたいと思います。

各項目につきましては、越川副委員長から朗読させます。

○越川雅史副委員長 それでは、5. 委員会の開催場所等について、委員長の試案を朗読させていただきます。

①原則として、委員会室において開催する。

②証人等の控室

議長応接室を基本に調整する。ただし、証人等が2人以上の場合は、各々別室とする。
以上です。

○松井 努委員長 御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ないようでしたら、6といたしまして委員会の基本的な運営について、副委員長から朗読させます。

○越川雅史副委員長 読み上げます。

①会議は原則として公開（傍聴の許可、報道の自由）とし、あらかじめ開催日を公表する。（市川新聞記者会及び地元紙記者会加盟の報道機関、市議会ホームページ等）

②委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

③一般傍聴への対応

ア．委員会条例第19条に準じ、原則として現在の運用を適用する。

イ．参考人または証人より傍聴拒否等の申し出がある場合は、委員会において、その都度協議する。

ウ．委員会に配付された資料は傍聴者に配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

参考に委員会条例第19条の規定が掲載されておりますので、必要に応じて御参照ください。

④市川新聞記者会及び地元紙記者会加盟の報道機関への対応

ア．委員会条例第19条に準じ、原則として現在の運用を適用する。

イ．委員会への取材要請には、正副委員長が対応する。なお、委員個人または会派への取材要請には、各々の責任において対応する。

ウ．参考人または証人より傍聴拒否等の申し出がある場合は、委員会において、その都度協議する。

エ．委員会に配付された資料は傍聴者に配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

⑤市川新聞記者会及び地元紙記者会未加盟の報道機関への対応については、「③一般傍聴への対応」に準じる。

以上でございます。

○松井 努委員長 皆さんの御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 よろしいようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 7といたしまして傍聴人による撮影及び録音・録画について朗読させます。

〇越川雅史副委員長 ①傍聴人については、撮影及び録音・録画とも認めない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

②報道関係者の写真撮影は、証人の入室前までは許可する。

③写真撮影等に関し、証人から申し出がある場合には、委員会においてその都度協議する。

④テレビカメラによる撮影については、開会前に撮影のための時間をとる。

以上です。

〇松井 努委員長 御意見、御質問等お伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 8. 記録の提出（地方自治法第100条第1項及び第10項によるもの）。

〇越川雅史副委員長 読み上げます。

①記録の提出については委員会で決定する。

②記録提出請求書の送付方法は、配達証明郵便とする。また、少なくとも提出期限の1週間前までには通知する。なお、手交する場合は受領書をとる。

③記録の提出については、特に必要がある場合を除き、その写しの提出を求めるとし、提出された写しについては返却をしない。

以上です。

〇松井 努委員長 御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 9. 証人の出頭。

〇越川雅史副委員長 ①証人の出頭については委員会で決定する。

②証人出頭請求書の送付方法は、配達証明郵便とする。また、少なくとも証人喚問の5日前までには通知する。なお、手交する場合は受領書をとる。

③証人の補助者同伴の申し出がある場合は、証人は、補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補助者は法律の専門家（弁護士）または学識経験者等とし、証人1人につき1人とする。

以上です。

○松井 努委員長 御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

○越川雅史副委員長 10. 証人の尋問

①委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、これを阻害するような言動は厳に慎むものとする。

②証人席については、副委員長席の隣に設ける。

③証人が宣誓の際、開催場所に現在している者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。

④証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。

⑤尋問の時間は、1回につき概ね4時間を目安とする。ただし、必要と認めた場合は委員会の議決により延長できるものとする。

⑥尋問は、通告制とする。その方法は、各委員は通告書を委員会で決定した日時までに、あらかじめ委員長に提出する。通告内容から委員長（主尋問者）がまず共通事項について総括的に質問する。再質問以降は通告した委員が項目ごとに行う。その後、共通事項以外の質問を通告者が行う。会議の状況により、通告者以外が質問することもできる。なお、委員長が認めた場合に限り、通告以外の質問をすることができる。

⑦発言時間・順序については、委員長の議事整理権に委ねる。

⑧証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りでない。なお、メモをとる場合は委員長の許可を必要とする。

⑨証人は、証人の補助者に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。

⑩補助者は証人でないので証人に代わって発言することはできない。

⑪補助者は筆記用具を使用することができる。

⑫委員は、補助者に対し質疑することはできない。

⑬委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

以上です。

○松井 努委員長 御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 参考人の招致。

〇越川雅史副委員長 ①委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。

②参考人の招致に当たっては、地方自治法第109条第5項及び委員会条例第29条に準ずる。

以上です。

〇松井 努委員長 御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 12. 弁護士について。

〇越川雅史副委員長 ①法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成等の指導について、弁護士に依頼することができる。

②弁護士は、委員会への出席を認める。

以上です。

〇松井 努委員長 御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 ないようでしたら、次に移ります。

〇松井 努委員長 13. 会議録調製について。

〇越川雅史副委員長 ①会議録は全文記録とする。

②調査の参考とするため、原則として、次回委員会までに会議録を委員に配付する。

③会議録は原則として公開する。ただし、会議が非公開の場合は公開しない。

以上です。

〇松井 努委員長 御意見ございますでしょうか。

宮本委員。

〇宮本 均委員 すいません。①の全文記録とした何か特に理由なんかございますでしょうか。市川市の中では全文記録というのが余り見当たらないかなと思ひまして、その点だけちょっとお尋ねします。

〇松井 努委員長 市川市始まって以来の百条委員会ということもございまして、正確を期して、事務局のほうは大変かもしれませんけれども、一応全文記録を原則とするというふうにさせていただきました。

以上でございます。

ほかにもございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 ないようでございましたら、14. その他につきまして、お願いします。

〇越川雅史副委員長 その他、運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議する。

以上です。

〇松井 努委員長 以上、申し上げましたとおりでございますが、ほかに追加する項目等がございましたら御意見等を伺いたいと思います。

金子委員。

〇金子貞作委員 全体的にちょっと聞きたいのは、証人を呼ぶ場合に委員会で決めるとなっているのですが、例えばこれ、賛成多数で決めるのか、全会一致を基本として、協議の場合も決めていくのか、その辺のちょっと多数なのか、全会一致で物事を進めていくのか、その辺ちょっと確認したいんですけど。

〇松井 努委員長 意見の分かれるところはたくさんあると思いますし、慎重に審議を進めたいと思いますが、恐らく全会一致ということをもし求めますと、なかなか会が円滑に進まないのではないかと思いますので、委員長といたしましては、最終的には多数決をとらざるを得ないというふうに今考えております。

以上でございます。

ほかにございますでしょうか。

加藤委員。

〇加藤武央委員 先ほど尋問の進め方の説明があった中で、今の説明だと、「1回につき概ね4時間を目安とする」ということを書いてあったんですが、1回というのは1会ということを理解していいんですか。今、質問を能率的に行うというのは「2～3時間程度で終わるのが望ましい」と書いてあるんで、この百条委員会が1回で1日使うのか、それとも半日で終わる、そういう感覚で4時間を目安にするのか、これだと二、三時間で終わるのか、その理解だけさせてください。

〇松井 努委員長 一応時間的には午後1時から午後5時まで、大体4時間を目安として、その中で証人喚問を含めて、そういうものについては二、三時間が限度ではないかという考え方でございますので、時間的には4時間というふうに考えております。1会議が1時か1時半ぐらいから、1百条委員会の1日の工程はそれで進めたいというふうに思っております。

〇加藤武央委員 わかりました。

〇松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようでございましたら、このような形の中での運営方法で進めてまいりたいと思いますので、御承知おき願いたいと思います。

○松井 努委員長 次に、(3)今後の調査についてであります。

まず、今後の調査を進めるに当たり必要となる資料についてであります。委員長といたしましては、次に申し上げる8点について、議会事務局に提出していただくよう申し入れをいたしておりますので、御協議いただきたいと思います。

まず1点目に、平成23年度に会派社民・市民ネットに、また平成24年度及び平成25年度に会派ボランティア・新生会・市民の風に所属していた小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する当該年度の政務調査費及び政務活動費の支出伝票、領収書及びアンケートに関する添付資料。2点目に、市川市監査委員告示第3号政務調査費及び政務活動費の返還に係る措置請求についての資料。こちらについては、新たに議員になられた3名の委員のみに配付をさせていただきます。3点目に、市川市監査委員告示第2号個別外部監査の結果に関する報告書。こちらについても、新たに議員になられた3名の委員のみに配付をさせていただきます。4点目に、本年4月16日に開催された全員協議会において、各会派から提出された意見をまとめた発言要旨一覧表。5点目に、平成26年12月臨時会における発議第44号に対する討論部分の会議録の写し。6点目に、政務調査費及び政務活動費の返納に関する自主返納申請状況一覧。7点目に、本市議会に係る政務調査費及び政務活動費に関する新聞記事。最後の8点目に、平成23年度から25年度における政務調査費及び政務活動費執行状況についてであります。

ただいま申し上げた8件の資料について、委員会として議会事務局に提出を求めたいと思いますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、ただいま決定した資料について、委員会として議会事務局に提出を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおりに決しました。

また、正副委員長宛てに小泉文人議員より意見書が送付されておりますので、参考資料として、あわせて配付させていただきますと思います。

資料を配付いたさせますので、暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時33分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

ただいま配付いたしました資料のうち、政務調査費及び政務活動費の支出伝票、領収書及びアンケートに関する添付書類が本調査にかかわる主な資料となりますが、その他の資料も含め、配付漏れがないか確認をしていただきたいと思います。

確認のために暫時休憩いたします。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時36分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

ただいま配付した資料について、配付漏れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 次に、地方自治法第100条第1項に基づく記録提出の件についてであります。

本件については、項目が多数ございますが、事前に正副委員長において協議した点について御意見をいただきたいと思います。

まず、平成23年度に会派社民・市民ネットに、また平成24年度及び平成25年度に会派ボランティア・新生会・市民の風に所属していた小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する調査を行うため、小泉文人議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、1点目として、平成24年度及び25年度における本調査にかかわる印刷会社の登記簿謄本、定款、当該年度の決算書類及び当該年度の納税証明書。2点目として、同社の実態のわかる会社概要またはパンフレット。3点目として、平成23年度の会派社民・市民ネット、平成24年度及び平成25年度の会派ボランティア・新生会・市民の風の政務調査費及び政務活動費に係る支出伝票に添付されている領収書を発行した印刷会社が発行した当該領収書以外の見積書、請求書及び納品書の提出を求めたいと思います。

その期限については、次回開催を8月17日の週に考えておりますので、8月7日といたしたいと思います。御意見を伺いたしたいと思います。(発言する者あり) 7日までの提出ですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議がないようでございますので、お諮りをいたします。ただいま決定した記録について、小泉文人議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、8月7日までに提出を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、平成23年度に会派社民・市民ネットに、また平成24年度及び平成25年度に会派ボランティア・新生会・市民の風に所属していた小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する調査を行うため、かつまた竜大議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、社民・市民ネットの政務調査費及び政務活動費の通帳の提出を求めたいと思います。

その期限については、次回の開催を8月17日の週に考えておりますので、8月7日といたしたいと思いますが、御意見を伺います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議なしというふうにいただきました。お諮りいたします。ただいま決定した記録について、かつまた竜大議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、8月7日までに提出を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、平成23年度に会派社民・市民ネットに、また平成24年度及び平成25年度に会派ボランティア・新生会・市民の風に所属していた小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する調査を行うため、鈴木啓一前議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、ボランティア・新生会・市民の風の政務調査費及び政務活動費の通帳の提出を求めたいと思います。

その期限については、次回の開催を8月17日の週に考えておりますので、8月7日といたしたいと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 お諮りいたします。ただいま決定した記録について、鈴木啓一前議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、8月7日までに提出を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、次回の調査についてであります。

次回の調査について、どのように調査を進めていくのか協議したいと思います。

まず、本日配付いたしました資料を熟読いただいた上、委員長としては、提出された書類についての問題点の洗い出し、さらに提出を求めるべき書類等の有無について、参

考人招致または証人の出頭の要否について、参考人招致または証人の出頭を必要とする場合、これらの質問の内容についてなどを考えておりますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

秋本委員。

○秋本のり子委員 資料の提出もとても大切なことだと思うんですけども、ここではもうお二方の議員の名前が挙がっております。その方たちに直接参考人として、または御自分から説明したいという御意思もおありのようですので、その説明を私は最初に伺いたいと思います。私は社民・市民ネットにりましたが、会派の傘の下で、このお二方はこういうような政務活動費の使い方をされました。そのことについて、やはり6月15日に説明を求めましたけれども、それでは納得がいきませんでしたので、ここで皆様の前で説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○松井 努委員長 秋本委員にお聞きいたしますが、ただいま委員長として資料の請求をさせていただいて、この資料、それからまた進め方について申し上げましたけれども、その前に、前段でその2人に証人として総括的に自分の意見を陳述してもらいたいというような要旨ですか。説明をしてもらいたいという要旨でしょうか。

○秋本のり子委員 はい。できれば1度、その機会を設けていただけたらと思います。

○松井 努委員長 それでは、皆様に、今、秋本委員から意見が出たことにつきましてお諮りをしたいと思いますが、ほかに。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 今の秋本委員のことについて、関連でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい。

○稲葉健二委員 この膨大な資料を私たちも今回、きょう初めていただいた上なので、まずこの熟読をした上で、例えば同じ説明を受けるにしても、全く一方的に受けるのではなくて、まずこういうことが知識の中に入った上で精査されてから、例えば尋問とかそういうものではなくて説明を求めたいというものであったとしても、まずこの資料を私たちが委員としてちゃんと受けた上で話を聞かないことには、やはり一方的などっちがどっちという話ではなくて、段階とか順序としては、この熟読後の進め方で行ってほしいと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに御意見。

石原委員。

○石原よしのり委員 今、委員長がお示しされた資料提出の案ですよね。非常に私もこういうものが需要だろうと、これだけ見させていただいたらわかんない会社ばかりが

出てくるわけですから、大変重要だと思っていますので、この提出の期限と内容については、私は大変同意いたしたいと思っています。今、秋本委員のおっしゃった件について、私もちょっと意見を述べさせていただきますと、やはり当該の調査対象になっている小泉議員と鈴木啓一前議員は、再三において、私たちはしっかりとやって正しい処理をしてきました。それについては、いつでも証明、あるいは説明できるというお話をされていたという事実は大変重要だと思っています。さらに、今回、発議案の一部を14名の方々に対する速やかなる自主的な説明を求める。この中でも当然そういうことが、本来ならばしっかりと説明されていなければいけないんですが、これは7月10日までに議長から要請されたとは伺っているんですけども、議長に出てきてると言うけども、我々はまだ公開されていないので詳しくは存じ上げませんが、この辺もしっかりと説明をされているのかということとあわせて、やはり考えていかなければいけない。もしここでしっかりしたそういう説明がされていて、これは議長の判断で、私たちに御公開だけしていくのであれば、このままでいいし、それがされていないのであれば、秋本さんのおっしゃるように、どちらが先というのは私はないんですけども、できるだけ早い時期に求めていく。それが8月の次の委員会なのか、その次になるのか、あるいは改めてなのかは、ちょっと皆さんの御協議だと思えますけど、求めていきたいと思っております。

○松井 努委員長 加藤委員。

○加藤 武央委員 今、言われたとおりでと思うんですけど、実は私も、前回のときにお金を納めているのと納めていないのと、どこの基準だというのをしたんですけども、今回もこの百条委員会の調査権の目的・対象というのは、アンケート調査に関することですよね、(1)、(2)、(3)も。ですから、これを私どもはまず読解しなきゃいけない。これをまず入れなきゃいけない、頭の中に。ということで対応しなきゃいけない。これはまず1つだと思うんですよ。それで、今、百条委員会の前に発議1がありましたよね。発議1も、今、議長のお力で10日までに締めで今入っていますよね。その中にも2人入っていますよね。ですから、まず発議1のほうでも同じことはやっていると思うんですよ。ですから、私ども15人は、それも熟知しなきゃいけないわけですよね。それは、今回8月17日ということですし、8月7日までという提出ですから、議長のほうからの、また事務局かわかりませんが、11名の方たちの動きもつかまなきゃいけないということで、この百条委員会に関しては、まずはアンケート調査が実施されたのかということで、(1)、(2)、(3)と書いてありますので、これはあくまでもその前提でいいと私は思っています。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。——それでは、委員長としての考えを述べさせてもらいたいと思います。まず、先ほど事務方のほうから百条委員会の流れにつきまして御説明をさせていただいたわけでございますが、その中の出頭請求の手續

等につきましても、やはり最終的には、まず委員会の議決をさせていただかないと、その辺のところにつきましてもきちんと決定をしたというふうになりませんので、皆さんから意見が出ましたように、とりあえず資料を全部、今可能な限りの資料は皆さんにお手元に配付いたしましたので、それをまず熟読していただいて、次回の委員会のときに、次にどのような形の中での証人喚問をするのか、あるいは事実関係についてのいろいろな資料提出がまたあるのか、それを含めてやるのが妥当ではないかというふうに委員長としては思いますので、秋本委員の思いもよくわかるんですけども、今の皆さんの御意見を聞いた上でも、同時並行も可能かもしれませんが、まずこの百条委員会において証人、参考人を喚問できるということの、まず議決がまだいただいておりますので、その辺を含めて、委員長といたしましては、証人である方たちをいずれ呼ぶ形にはなると思いますので、その中で、尋問の中で答えてもらうほうが、より具体的ではないかというふうに私は今考えておりますけれども、その上に立って皆さんの御意見を伺いたいと思います。

石原委員。

○石原よしのり委員 委員長の御意見はよくわかりました。それで、私もちょっと発言の中にもありました7月10日までに14名の方から出てきた、(発言する者あり) 違う、違う。7月10日までに出してきたという発議1号の小泉文人議員と鈴木啓一前議員の回答というのは、これはできたら資料請求というか、やっていただく、あるいは公開していただくという形で私たちが見えるようにする。それも次の私たちの委員会の資料だと非常に役に立つ状況ではないかと思えます。

○松井 努委員長 きょう、議長、副議長、お見えでございますので、議長の見解をちょっとお聞きしたいと思えますが、よろしいでしょうか。まず、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 議長、お願いいたします。

○中山幸紀議長 お答えいたします。

今の発議第1号、7月10日までにということで、議長のところには14名の説明書が届いております。実はこの百条委員会後に代表者にお集まりいただいてお諮りして、議員全員に配ると今考えております。ですから、議員の皆様には21日、来週の火曜日には届くように考えております。

以上でございます。

○松井 努委員長 ありがとうございます。よろしいですね。今、議長からもお話がありましたとおり、発議1号につきましても14名の方が回答書をきちんと寄せておりますので、それも小泉文人議員も鈴木啓一前議員も含まれておりますので、その文書を見ることも大変重要なことであるというふうにも思いますし、また、ほかの議員の皆さん

の説明も百条にはかかっておりませんが、切手問題については関連をしていたわけですから、それをまず読ませていただくということも決して悪いことではないと思いますので、それは早急に、速やかに、議長がそのようにしてくれるということでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

それでは、秋本委員、恐れ入りますが、そういうことで御理解いただけますでしょうか。

○秋本のり子委員 はい。結構です。

○松井 努委員長 わかりました。

次に移ります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時53分休憩

午後 2 時55分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

○松井 努委員長 次に移ります。(4)といたしまして弁護士の選任についてであります。

今後調査を進めていくに当たり、法律相談及び証人尋問対策等の指導など、弁護士への依頼が必要になることもあるのではないかとというふうに考えます。必要になった場合の弁護士の選任については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、弁護士の選任ということですが、今、市川市はたしか村越進先生が入っているんじゃないかと思います。今、日弁連の会長もやられているので、千代田法律事務所かなんかに選任はできないのかなど。市の顧問弁護士ですよ。

○松井 努委員長 お答えいたします。

私の考えの範疇ですが、これは市の顧問弁護士であって、市の顧問弁護士ということは、監査から全てのことについての弁護士ということでございますから、この件に関することと行政と、いろいろ等を含めていきますと利益相反するような場合が出てくるかもしれませんので、慎重を期して、もし弁護士を依頼する場合には、今の市川市の顧問弁護士ではない方を、当然、御紹介いただくなり御相談をするかもしれませんが、別にとりうふうにご考慮しております。

ということ踏まえて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、(5)次回の開催についてであります。

委員長といたしましては、次回の開催を来月の8月17日月曜日、または8月20日の木曜日の両日とも午後を考えているところでありますが、日程調整をさせていただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

それでは、次回の開催日は8月17日の午後1時半ということにさせていただきたいと思えます。13時30分ですね。御了承願います。

〔「会場はここでいいですか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 一応この会場を予定しております。

〔「ちょっと済みません。傍聴のところで」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、その他といたしまして、副委員長どうぞ。

○越川雅史副委員長 済みません。先ほどお配りしましたこの委員長試案、運営要領のところの傍聴の人数なんですけど、通常の委員会ですと7名定員ということで、7名を超えると抽選になるということではあるんですけど、原則として、当委員会はここの委員会室を使用するということで、なるべく2連続きで使用するというので、傍聴者の方の席を7名以上確保できる体制になっていますので、傍聴については、人数に限らず、座席の用意できる限り認めることとして、それを超えることがあらかじめわかっていた場合には抽選にするというような感じで運営していきたいと思うのですが、これでよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、そのようにさせていただきます。なるべくこの2つの部屋でやらせていただくようにしたいと思います。

石原委員。

○石原よしのり委員 確認なんですけど、本日お配りいただいた資料、これはどこまで公開というのか、お見せしていいのか。私たち議員の仲間、会派の仲間にも全部見せていいのか、あるいは一般の市民にも見せていいものなのか、その扱いについて確認させていただきたいと思えます。

○松井 努委員長 これは百条委員会としてどうしても必要な書類だということで正副委員長で協議した結果、配付させていただきましたので、委員会以外の人には配付をしないということをお願いをしたいと思います。

〔「補足で」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 どうぞ。

○越川雅史副委員長 補足ですが、例えばこの支出伝票ですとか、公文書公開請求に基づいて一般の方も入手できる資料が多々ございますので、必要に応じて、(発言する者あり) 支出伝票等で、配ったものとは若干違うものがありますので、配っていいと言っているのではなくて、必要な場合はそういう制度を通じて入手することが可能ですと言っているだけです。

○松井 努委員長 確認をいたします。

それでは、今のことについて整理いたします。こちらで配付させていただいた資料は委員会のみとさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

ほかに。

宮本委員。

○宮本 均委員 ちょっと気になるんですけども、委員長がいらっしゃるときは副委員長は委員ですよ。

○松井 努委員長 委員です。そうですね。ごめんなさい。委員長の了解を得た上で言うべきですね。

○宮本 均委員 だから、一般の委員の発言と一緒に思うんですけども、いらっしゃらないときは当然委員長の代行ですから、その辺の区別はちょっとしっかりお願いします。

○松井 努委員長 わかりました。留意させていただきます。ごもつともです。

ほかに、その他何かございますでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 先ほどの石原さんの補足で、もう1度確認なんですが、さっと見ただけであれですけども、この支出伝票は一般の情報公開請求では消されてない部分まで全部出ている資料であることだと思います。ですから、取り扱いには十二分に、私たちも議員の守秘義務はもちろんですけども、この委員会に付託された資料ということで、確実にそこはしないといけないというふうに思いました。

○松井 努委員長 稲葉委員のおっしゃるとおり、やはりその辺のことにつきましては、市川市議会の条例その他全てについて抵触しないように皆様に取り扱いのほう、お願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 3 時 3 分散会